

消費税軽減税率対策セミナー

～消費税の課税事業者、飲食店だけでなく全ての事業者に関係があります～

2019年10月から消費税が10%に上げられ、軽減税率制度が導入されます。軽減税率は対象品目の売上が無くても仕入（経費）があれば対応が必要となるため、全ての事業者に関係があると思われます。

受講料
無料

本セミナーの第一部では制度の内容・実務処理のポイントについて、第二部では消費税増税後の経営力強化のための経営計画作成の重要性について説明します。経営計画作成をテーマとしたセミナーについては10月22日（月）・25日（木）に開催予定です。

是非この機会にセミナーにご参加いただき、軽減税率制度を理解するとともに消費税引き上げへの対応にご活用下さい。

【日 時】 平成30年10月15日（月）15：00～17：30

【会 場】 直方商工会議所 3階 中会議室

【対 象】 経営者、管理職、企画・経理担当者等

【定 員】 30名

第一部（15:00～16:50）

【内 容】 ・軽減税率制度とは ・区分記載請求書等保存方式の概要
・税額計算の特例 ・適確請求書等保存方式（インボイス）の概要など

【講 師】 直方税務署 上席国税調査官 杉本 靖隆 氏

第二部（17:00～17:30）

【内 容】 ・軽減税率対策補助金 ・経営計画とは ・計画作成のメリットとポイントなど

【講 師】 中小企業診断士 齊藤 琢治 氏

【お申込】 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX又はお電話にてお申込下さい。

直方商工会議所 経営相談課

TEL：0949-22-5500

FAX：0949-25-0471

直方商工会議所 行 <<FAX 0949-25-0471>>

事業所名				TEL	
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他（ ）			FAX	
所在地	〒				
受講者氏名	①	②	③		
申請予定の補助金	<input type="checkbox"/> 軽減税率対策（レジ導入）補助金 <input type="checkbox"/> IT導入補助金 <input type="checkbox"/> その他				

〇ご記入いただいた個人情報は、慎重に取扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策チェックリスト

軽減税率の対象品目を理解しましたか？

⇒軽減税率の対象となるのは「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。

外食等の定義を理解しましたか？

⇒外食とは「テーブル、イス、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービス」です。ケータリングや出張料理も該当します。

軽減税率制度での価格表示を検討しましたか？

⇒現在の価格表示から変更が必要な場合があります。また、同じ商品でも店内飲食と持ち帰りで税率が異なります。お客様にわかりやすい表示を心がけることが重要です。

仕入・支払いの際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか？

⇒軽減税率導入後は仕入・支払の際に複数の税率が混在すると思われる。税率・請求額に誤りはないですか？

販売の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか？

⇒軽減税率導入後は販売の際に複数の税率が混在すると思われる。値札・レジの設定・区分記載した請求書・領収書等の変更等が必要になります。

適格請求書（インボイス）の様式と実施時期を確認しましたか？

⇒2019年10月からの「区分記載請求書等保存方式」では現行の記載項目に加え、軽減税率対象品目である旨、税率ごとに合計した対価の額、2023年10月からの「適格請求書等」導入後は事業者番号、税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

導入時の免税事業者からの仕入れについて確認しましたか？

⇒2023年10月以降、課税事業者の仕入税額控除には原則として「適格請求書等（インボイス）」が必要となります。当面は免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置の対応がなされる見込みですが、免税事業者は取引を避けられる可能性があります。

記帳時における税率の区分経理が必要であることを確認しましたか？

⇒一定の記載事項を満たす領収書や納品書等を保存することで仕入税額控除が認められます。

お客様の疑問に答えるための従業員教育は実施しましたか？

⇒お客様の対応を含め大きな混乱が生じる可能性があります。事前の従業員教育が必要です。

レジや受発注システムの補助金の内容を確認しましたか？

⇒中小企業・小規模事業者等が軽減税率制度導入に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度が準備されています。

売上や仕入れにおける税額計算の特例があることを確認しましたか？

⇒売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な一定規模の事業者に対し、税額計算の特例があります。ただし、特例の選択可能期間には期限があります。

転嫁拒否となる行為について理解しましたか？

⇒特定事業者（買手）は特定供給事業者（売手）に対し、買ったとき（合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為）等を行うことは禁止されています。

消費税率引き上げ後の日々の資金繰りや納税額の増加に注意が必要なことを理解しましたか？

⇒消費税率の引き上げにより、納税額は1.25倍になります。資金繰りに注意が必要です。